

法的根拠のない個人情報の収集・保有は、基本的人権の侵害です。

公権力による「市民監視」目的の情報収集・保有は違憲の判断を求めます。

名古屋高等裁判所 民事第二部 御中

大垣警察警備課（公安）警察官が、市民の個人情報を中部電力の子会社に提供した事件で、2022年2月21日、一審の岐阜地方裁判所は、「提供行為は違法で悪質」と厳しく断罪し、プライバシー侵害を認め、原告4名への損害賠償を命じました。

しかし、公安警察による情報収集・保有については「必要性が無いとは言えない」と違法性は認めず、個人情報抹消請求も却下しました。一般市民の個人情報収集・保有に関して、現在は、何の法的規制も第三者の監視等のルールもありません。一審判決は、警察の責務である「犯罪予防」のためとして情報収集を容認しており、これでは全ての市民が個人情報収集・保有の対象となってしまいます。「もの言う」市民が法的根拠も無く監視され、情報収集され、悪用される、そんな世の中であってははいけません。

私たちは、「自由にもものが言える社会」の実現をめざし、貴裁判所に以下のことを要請します。

記

- 1、 岐阜地裁一審判決では、公安警察の情報収集・保有について国賠法上「違法とまで言えない」とした判断は、公安警察による市民への監視行為にお墨付きを与えるもので、到底受け入れられません。控訴審では、法的根拠のない情報収集は違憲・違法であるとの明確な判断を示して下さい。
- 2、 公安警察が、個人情報を収集し、保有している限り、違法行為が繰り返される危険があります。一審原告らの個人情報の抹消を命じて下さい。

氏名	住所

☆署名集約先 大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25

弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内

☎ 0584-81-5105

(第1次集約:2023年2月末日)



*署名による個人情報は、事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的には使用しません。